

令和5年第1回公安委員会会議録

日時	1月12日（木曜日）	自午後 1時30分 至午後 5時00分	場所	公安委員会室
会議	公安委員	小野委員長 廣塚委員 甲斐委員 吉田委員		
出席者	警察職員	本部長 警務部長 生活安全部長 刑事部長 交通部長 警備部長 情報通信部長		

第1 聴聞等についての決裁

運転免許課長から、聴聞14件、意見の聴取28件について説明があり、決裁が行われた。

第2 定例会議

1 生活安全部における年末年始の取扱いについて
(令和4年12月29日～令和5年1月3日)

(1) 人身安全関連事案の取扱いについて

ア 速報取扱い件数 ～ 108件

※ 主な内訳 ストーカー6件、DV29件、児童虐待11件、行方不明21件

イ 逮捕事案 ～ 2件

(ア) 元夫婦間のDV(暴行)事案 ～ 熊本東

(イ) 夫婦間のDV(暴行)事案 ～ 熊本北合志

(2) 初詣等における雑踏警備について

ア 対象施設

加藤神社、藤崎八幡宮、出水神社等21施設

イ 従事警察官

10警察署 延べ341人

(熊本中央、熊本南、熊本東、玉名、荒尾、菊池、阿蘇、八代、人吉、天草)

※ 雑踏事故等特異事案の発生なし

(3) 山岳遭難者の発見救助について(菊池)

鞍岳付近の山中における40歳代女性の遭難

※ 1/2発生、1/4発見

【委員からの質問等】

○ 委員から、「行方不明の速報はゆっぴー安心メールで頻繁に出ているが、警察としては行方不明の通報を受けたときどのような方策をとるのか。」旨の質問があり、警察側から、「ゆっぴー安心メールに情報を載せるとともに、行政機関と連携しつつ行方不明者を捜索している。ゆっぴー安心メールに登録していただいている方から情報をいただけることもある。」旨の説明があった。

2 刑事部における年末年始の取扱いについて

(令和4年12月29日～令和5年1月3日)

(1) 強行犯関係

ア 逮捕事案～3件(昨年比 -1件)

強制わいせつ未遂 1件

暴行 2件

イ 火災事案～8件(昨年比 +3件)

民家火災～5件、倉庫火災～1件、車両火災～2件
死者～2人（昨年比 +1人）

ウ 検視事案

検視件数～68件（昨年比 -1件）
解剖件数～4件（昨年比 +1件）

(2) 盗犯関係

逮捕事案～1件（昨年比 ±0件）
工事場ねらい 1件 ※ 通常逮捕

3 交通部における年末年始の取扱いについて

（令和4年12月29日～令和5年1月3日）

(1) 期間中の主な取扱い

ア 交通事故死者数

1人（前年同期比-1）

【参考】令和4年中の交通事故死者数

	令和4年	令和3年	増減数	増減率
全国（人）	2,610	2,636	-26	-1.0%
本県（人）	53	39	+14	+35.9%

イ 飲酒運転関係

飲酒運転による検挙4件（うち現行犯逮捕2件）

ウ 帰省客等による交通渋滞

○ 九州自動車道

1月2日、物損事故に伴い「上り線八女IC先頭～菊水IC付近」において、渋滞発生（午後6時28分には最大渋滞長28km）

(2) その他

ア 寒波（12月22日～12月26日）による交通規制等（県道以上）

○ 通行止め路線数

国道5路線、県道2路線

※ 最長の通行止め路線

国道221号（人吉市大畑町～宮崎県境）

12月23日午前6時～25日午後0時まで

○ 通行止め原因

路面凍結6路線、倒木1路線

イ 路面凍結による立ち往生車両の発生

○ 水俣警察署管内

「水俣市越小場 国道268号」において、路面凍結により12月23日午前6時50分頃から大型トラック等約50台が立ち往生し、同日午後1時45分頃までに全ての立ち往生車両の排除完了

○ 人吉警察署管内

「人吉市西大塚町 国道267号」において、路面凍結により12月23日午後7時40分頃から大型トラック等約15台が立ち往生し、翌日午前0時30分頃までに全ての立ち往生車両の排除完了

【委員からの質問等】

- 委員から、「よく全国ニュースで路面凍結して渋滞しているというのが出てくるが、警察は、現場で具体的にどのようなことを行うのか。」等の質問があり、警察側から、「渋滞を悪化させないように、新たに車両が流入することのないよう交通規制を行うとともに、道路管理者と連携しながら前方でスタックしている車両の後続車を渋滞から脱出させるために誘導するなどしている。」旨の説明があ

った。

第3 報告・決裁等

1 援助の要求についての決裁

警備第二課次席から説明があり、決裁が行われた。

2 苦情（R4. No.23）調査結果についての決裁

交通指導課交通指導官から説明があり、決裁が行われた。

3 苦情（R4. No.8）調査結果についての決裁

捜査第二課長から説明があり、決裁が行われた。

4 援助の要求についての決裁

捜査第一課長から説明があり、決裁が行われた。

5 苦情（R4. No.21、No.21-2、No.21-3）受理の報告

公安委員会事務室から報告が行われた。

6 苦情（R4. No.24）受理の報告

公安委員会事務室から報告が行われた。

7 意見・要望等（R5. No.1）受理の報告・決裁

公安委員会事務室から説明があり、決裁が行われた。